

# 報 告 書

## 令和元年度 子ども相談所の運営に関する評価・検証

### 1 はじめに

#### (1) 子ども相談所の評価・検証の目的

子ども相談所の運営について、児童福祉や法律、医療などに関して専門知識を有する委員が評価・検証することにより、子ども相談所における子どもや家族への関わりをより高度なものとし、子ども虐待をはじめとする諸問題の未然防止、早期発見及び適切な対応に資するため、「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、堺市社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども虐待検証部会において実施するものである。

#### (2) 評価・検証の対象

子ども相談所は、『家庭支援課』・『虐待対策課』・『育成相談課』・『一時保護所』の4課体制であるが、毎年度2課を評価・検証の対象とし、各課について隔年ごとに評価・検証を行う。令和元年度は『家庭支援課』と『虐待対策課』を対象とした。

#### (3) 実施内容及び手順

- ① 子ども相談所職員による業務ごとの自己点検票の作成  
(事前に業務ごとに設定した自己点検項目に基づくチェック)
- ② 自己点検票に基づき、委員による子ども相談所へのヒアリングを実施  
(令和2年1月28日)
- ③ 委員による評価・検証  
(令和2年2月21日)

### 2 評価・検証結果

#### 家庭支援課・虐待対策課 共通事項について

##### 【現状】(保護者支援について)

- ・虐待が増加する中、親が子どもに対して暴力などを用いなくて接することができるよう支援する必要がある。子ども相談所では所内にプロジェクトチームを立ち上げ、いろいろな自治体の親子支援プログラムを参考に、堺版親子支援プログラムを作成している。既存のプログラムと異なり、保護者の理解度や職員の実施方法等、個別の状況に合わせてカスタマイズできることが強みである。令和元年度は2ケース(2人)に対して試行実施し、うち1ケースは全7回を終了、1ケースは継続実施中である。
- ・その他外部委託になるが、カウンセリングという形で個別支援を進めたり、男親塾というグループで子育てについて話し合う機会を設けている。
- ・個別支援及び男親塾の参加者は、各2件程度という状況で、男親の希望者が少ない。
- ・父親自身が虐待を認めていなかったり、社会規範からいろいろなものをまもっていたりし

て、相談の必要性を感じてもらえないことが多い。

### 【意見】

- ・DVセンター、配偶者暴力支援センターとの連携が欠かせない。
- ・父親にもいろんなタイプがあるので、それぞれにどう対応していくのかというノウハウをまとめておく必要がある。
- ・DVにより母親が心理的支配を受け、自尊感情や主体性を奪われている。加害者支援もわかるが、子どもを守るためには、母親がエンパワメントするような働きかけが必要である。

### 【現状】（研修について）

- ・所内で網羅的に取り組んでいる。その多くに、事例検討のプログラムを取り入れている。
- ・陪席という形を取り入れ、1人で行った相談や判定などを複数のベテランの目で評価し、話し合っていく現場研修・実地研修を行っている。
- ・研修の方法や内容にかかる体系的な構築がなされておらず、早急な研修項目の整理や研修内容の作成が求められる。
- ・今後3年かけて、児童心理司が8人ずつ、児童福祉司が7人ずつ増えていく予定。全員が新規採用というわけではないが、現在勤務している者も合わせてスキルを高めていく必要がある。
- ・児童虐待通告受理件数が急増し、限られたマンパワーで日ごろの仕事をしながら人材育成することが難しい。
- ・対立関係にある親へのかかわりの技術を身に付ける機会が難しい。

### 【意見】

- ・どんな人材に育てたいのかを見据え、育成計画を立てて取り組まないといけない。  
（経験年数に合わせた内容 1年目2年目だけでない継続的なトレーニング）
- ・虐待対応そのもののことや国の施策、総論のような内容は大阪市や大阪府と合同で研修を行えば、時間的・経済的軽減につながる。研修生が増えるといろんな意見交換ができ、研修のスケールメリットが上がる。
- ・職員に求められるスキルには、個別の事案をどのように見ていくのかを考えることや子どもを含めて親とどう面談していくのかという対人関係がある。特にアセスメント、対人関係とコミュニケーションの仕方についての研修は不可欠である。
- ・個別ケースを経験年数の離れたメンバーや生活体験別に応じるなどの体系的な場で行う機会を確保する必要がある。

## 虐待対策課について

### 【現状】（通告者への対応について）

- ・子どものことで児童相談所に通告したが、その後どうなったのかわからないという意見がある。通告した結果がわからないと、通告しても何も対応してもらえないのかと思う人が出てきて、次に通告するモチベーションが変わってくる。

### 【意見】

- ・守秘義務を念頭に置いて対応することは当然のことであるが、「今、コンタクトをとっています」と組織として今動いていることや、「今後もそういうことがあれば是非とも連絡してほしい」と通告を期待していることを積極的に伝えていくことが必要。

### 【現状】（警察との全件情報共有について）

- ・警察とは協定書を交わし、重篤事案や乳幼児の骨折などのケースについては、随時情報提供している。警察からの情報も得て活用している。警察と一緒に病院や家庭に聞き取りに行くことで、親の時間的な負担を減らしている。
- ・現在、オール大阪での全件共有に向けて大阪府警察本部と協議している。早ければ来年度中に、子ども相談所が受けた通告全体について全件情報共有を行う予定。

### 【意見】

- ・国の見解では相談についても通告受理となる。全件情報共有することを公表したら、当事者等が相談を控えることを懸念する。

## その他について

### 【現状】（一時保護枠の拡大について）

- ・一時保護所の定員が超過傾向にある。児童養護施設では、一時保護委託を十分に受入れることができない状況が続いている。子ども相談所職員は、一時保護先の確保に時間とエネルギーを奪われて、本来の対応が十分にできなくなっている。
- ・アセスメントなしに、里親に一時保護をお願いするわけにいかない。
- ・乳児については、府外に一時保護をお願いしている状況もある。
- ・一時保護所の定員が24名。今後、更に増改築を進める予定。

### 【意見】

- ・児童虐待通告受理件数が増加し、一時保護が必要なケースが増えている。一時保護した

児童を十分に受け入れられるよう、対策を早急に講じる必要がある。

### 3. 子ども虐待検証部会委員名簿

委員名	所属等	
才村 純	東京通信大学人間福祉学部 教授 関西学院大学大学院人間福祉研究科 非常勤講師	部会長
加藤 曜子	流通科学大学人間社会学部 人間健康学科 教授	副部会長
石田 文三	春陽法律事務所 弁護士	
郭 麗月	かく・にしかわ診療所 神経科医	
坂本 晴子	大阪赤十字病院 新生児・未熟児科兼救急部部長 医師	

#### ○ 令和元年度 子ども相談所運営評価・検証【非公開】

- ・第1回 令和2年1月28日（火） 14時00分～16時00分  
堺市役所本館地下1階 多目的室
- ・第2回 令和2年2月21日（金） 14時00分～16時00分  
堺市役所本館地下1階 会議室A